

笛吹市告示第 30 号

笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 3 月 26 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、移住及び定住の推進に資するため、新たに住宅の取得を行う子育て世代に対し、予算の範囲内において笛吹市子育て世代住宅取得補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10 年以上住むことを前提に市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 市内に建築された一戸建てであり、台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供する建造物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものを除く。
- (3) 新築住宅 自らの居住に用いるために新たに建築された住宅をいう。
- (4) 建売住宅 販売を目的に新たに建築された住宅をいう。
- (5) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (6) 子育て世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 中学生以下の子と同居している世帯
 - イ 本人又は同居する配偶者が妊娠中の世帯
- (7) 取得 自らの居住の用に供するために住宅を新築又は購入することをいい、贈与又は相続によるものを除く。
- (8) 借入要件 住宅及び住宅用地の取得に際し、金融機関から 10 年間以上かつ 1,000 万円以上の借入又は借入の予定があることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、申請日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する子育て世帯又は市内に定住する意思をもって転入する予定である子育て世帯
- (2) 申請する住宅に定住又は10年以上継続して居住することを予定している世帯
- (3) 借入要件を満たす世帯
- (4) 申請する住宅の属する地域の行政区に加入し、又は加入することを予定している世帯
- (5) 市税及び市債務を滞納していない世帯。この場合において、転入者にあつては、転入前の住居地において市区町村税を滞納していない世帯とする。
- (6) 補助対象者及びその世帯員が笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者でないこと。
- (8) 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。
- (9) 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。

(交付対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、市内に建築された住宅で、次に掲げる全てに該当する住宅とする。ただし、国又は地方公共団体等から補償を受けて、新築、購入する住宅は除くものとする。

- (1) 不動産登記において、補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であつて補助対象者が持分を有する住宅
- (2) 居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上である住宅
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、新築住宅は30万円、中古住宅は25万円とする。

- 2 補助金の交付は、同一世帯・住宅に対し、1回に限るものとする。
- 3 市は、毎年度の財政状況を考慮し、事業の目的達成のため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業計画書)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、子育て世代住宅取得補助金に係る事業計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 契約金額の内訳が分かるもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し(新築住宅、建売住宅に限る。)
- (5) 世帯全員の住民票(市内に住所を有しない者に限る。)
- (6) 母子健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの(妊娠中の者がいる場合に限る。)
- (7) 申請年度及び申請年度前年度における、世帯全員(18歳以上の者に限る。)の市区町村税の納税証明書(市内に住所を有しない者に限る。)
- (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する計画書の提出は、次に掲げる期限内に提出しなければならない。この場合において、計画書の募集期限は、各年度、一次募集を7月31日とし、二次募集を12月20日(その日が笛吹市の休日を定める条例(平成16年笛吹市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その前日とする。)とする。

- (1) 新築住宅 工事請負契約締結後1年以内
 - (2) 建売住宅及び中古住宅 売買契約締結後1年以内
- (計画承認)

第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、関係書類等を審査し、補助対象として適当と認めたときは、子育て世代住宅取得補助金事業承認書(様式第3号。以下「承認書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認書に、次に掲げる条件を付すこと

ができる。

- (1) 補助金交付後 10 年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
- (2) 交付対象住宅の完成又は購入後 3 月以内に当該住宅へ居住すること。
- (3) 補助金交付後 10 年以内に笛吹市外へ転出しないこと。
- (4) 当該住宅のある行政区に加入し、当該行政区の定めに従うこと。
- (5) 交付対象住宅取得後 1 月以内に補助金交付申請を行うこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第 8 条 前条第 1 項の規定により事業計画の承認を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、子育て世代住宅取得補助金事業計画変更(中止・廃止)書(様式第 4 号。以下「変更書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、子育て世代住宅取得補助金事業変更承認書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第 9 条 補助事業者は、交付対象住宅を取得したときは、取得の日から起算して 1 月を経過した日(その日が休日である場合は、その前日とする。)までに、子育て世代住宅取得補助金交付申請書(様式第 6 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 119 条の規定による登記事項証明書
- (3) 借入残高証明書(申請の日前 30 日以内のもの)
- (4) 写真(着工前、工事中及び完成)
- (5) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第 10 条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書(様式第 7 号。以下「交付決定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知書に、第 7 条第 2 項に規定する条件を付すことができる。

3 第 1 項の規定による交付決定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに子育て世代住宅取得補助金交付請求書(様式第 8 号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 11 条 補助事業者が、第 7 条第 2 項に規定する条件に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合は、子育て世代住宅取得補助金返還命令書(様式第 9 号)により補助事業者に通知し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(住宅の管理)

第 12 条 当該補助事業により取得した住宅は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して現地調査等を行わせることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

子育て世代住宅取得補助金に係る事業計画書

笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付に係る事前審査を受けたいので、次のとおり提出します。

なお、事前審査を行うに当たり、補助金の交付対象であることを確認するため、市が住民基本台帳情報、市民税等の納付状況について確認することに同意します。

- 1 住宅所在地 笛吹市
- 2 取得年月日
- 3 取得の区分 新築住宅・建売住宅・中古住宅
※該当するものに○を付けてください。
- 4 完成(取得)予定日
- 5 住宅の用途 専用住宅
二世帯住宅(同居親族との関係：)
併用住宅(専用住宅以外の用途：)
その他()
※該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。
- 6 住宅の所有者 申請者本人
共有財産
【持分】 本人 分の
その他所有者
(全ての所有者を記入してください。)

- ・氏名 分の
- ・氏名 分の
- ・氏名 分の
- ・氏名 分の

※該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。

7 住宅の構造 _____ 造り _____ 階建て

8 住宅の延べ床面積 _____ m²
 (うち、申請人世帯の居住用部分の延べ床面積 _____ m²)

9 住宅の取得価格(工事費) _____ 円
 (うち、申請人世帯の居住用部分の取得費 _____ 円)

10 施工業者又は購入先 住 所 _____
 業者名 _____

11 世帯員の構成

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
1	世帯主			
2				
3				
4				
5				
6				
7				

※年齢の欄には、提出日の年齢を記入してください。

12 収支予算書

支出予算額内訳

科 目	予算額(円)	備 考
【支出】 住宅取得費(工事費) ・建物本体 ・用地 ・附属施設 合 計		
【資金内訳】 自己資金 住宅ローン 補助金 その他		

※住宅取得費の合計は、契約金額と合わせてください。

【添付書類】

- (1) 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 契約金額の内訳が分かるもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し(新築住宅、建売住宅に限る。)
- (5) 世帯全員の住民票(市内に住所を有しない者に限る。)
- (6) 母子健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの(妊娠中の者がいる場合に限る。)
- (7) 申請年度及び申請年度前年度における、世帯全員(18歳以上の者に限る。)の市区町村税の納税証明書(市内に住所を有しない者に限る。)
- (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名
電話

㊟

定住誓約書兼行政区加入誓約書

私は、笛吹市に生活の本拠を置き、申請住宅に 10 年以上定住することを誓約します。

また、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、補助金を返還することを誓約します。

さらに、申請住宅が属する当該行政区に加入し、地域の活性化の推進に協力することを誓約します。

【区長確認】

年 月 日

行政区名

区長名

㊟

様式第 3 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



子育て世代住宅取得補助金事業承認書

年 月 日付けで申請のあった子育て世代住宅取得補助金事業計画書については、内容を審査した結果、申請のとおり決定したので、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので、注意してください。

1 補助金の交付予定額 円

2 承認の条件

- (1) 補助金交付後 10 年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
- (2) 交付対象住宅の完成又は購入後 3 月以内に当該住宅へ居住すること。
- (3) 補助金交付後 10 年以内に笛吹市外へ転出しないこと。
- (4) 当該住宅のある行政区に加入し、当該行政区の定めに従うこと。
- (5) 交付対象住宅取得後 1 月以内に補助金交付申請を行うこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

子育て世代住宅取得補助金事業計画変更(中止・廃止)書

年 月 日付け 第 号により承認された、子育て世代住宅取得補助金事業計画について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

- 1 補助事業変更(中止・廃止)の内容
- 2 補助事業変更(中止・廃止)の理由

※市長の指示があるときは、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



子育て世代住宅取得補助金事業変更承認書

年 月 日付けで提出のあった笛吹市子育て世代住宅取得補助金事業計画変更(中止・廃止)書について、申請のとおり変更承認したので、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

子育て世代住宅取得補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号により承認された子育て世代住宅取得補助金事業について、事業が完了したので、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 交付対象住宅取得日 年 月 日
- 3 収支決算見込み書

科 目	予算額(円)	備 考
【支出】 住宅取得費(工事費) ・建物本体 ・用地 ・附属施設 合 計		
【資金内訳】 自己資金 住宅ローン 補助金 その他		

【添付書類】

- (1) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条の規定による登記事項証明書
- (3) 借入残高証明書(申請の日前30日以内のもの)
- (4) 写真(着工前、工事中及び完成)
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世代住宅取得補助金について、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定の内容

1 補助金額 円

2 交付条件等

- (1) 補助金交付後10年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
- (2) 交付対象住宅の完成又は購入後3月以内に当該住宅へ居住すること。
- (3) 補助金交付後10年以内に笛吹市外へ転出しないこと。
- (4) 当該住宅のある行政区に加入し、当該行政区の定めに従うこと。
- (5) 交付対象住宅取得後1月以内に補助金交付申請を行うこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項

様式第 8 号 (第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

補助事業者 住所
氏名
電話

印

子育て世代住宅取得補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった子育て世代住宅取得補助金について、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
ふりがな				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第 9 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



子育て世代住宅取得補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した子育て世代住宅取得補助金について、笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 補助金の返還命令額 円
- 2 補助金の返還期限 年 月 日